

熊情管第207号
令和3年5月25日

熊本県公安委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の施行について（通達）

「熊本県公安委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（熊本県公安委員会規則第6号）」が別添のとおり定められ、本年6月1日に施行されるので、運用に当たっては誤りのないようにされたい。

熊本県公安委員会規則第6号

熊本県公安委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を次のように定める。

令和3年5月25日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

熊本県公安委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則
熊本県公安委員会の所管に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年熊本県条例第64号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 熊本県公安委員会、熊本県警察本部長及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (3) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第3条第8号及び情報通信技術活用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法及び情報通信技術活用規則で使用する用語の例による。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 情報通信技術活用条例第5条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者

の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。
- 3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。
 - (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (3) 公安委員会等が告示で定める電子証明書（前2号に規定するものを除く。）
 - (4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書
- 4 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項及び第2項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第5条 情報通信技術活用法第6条第6項及び情報通信技術活用条例第5条第5項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第6条 情報通信技術活用条例第6条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使

用に係る電子計算機であって公安委員会等が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等)

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、公安委員会等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書及び情報通信技術活用条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第6条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 情報通信技術活用法第7条第5項及び情報通信技術活用条例第6条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合(電磁的記録による縦覧等)

第10条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術活用条例第7条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第11条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術

活用条例第8条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第12条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術活用条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第4条第3項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

2 情報通信技術活用法第7条第4項並びに情報通信技術活用条例第6条第4項及び第8条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

(情報通信技術活用条例第9条の規則で定める書面等及び措置)

第13条 情報通信技術活用条例第9条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、公安委員会等が別に定めるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、公安委員会等が定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。